

令和 2 年 3 月 1 3 日

各学部長
各研究科長
各研究所長
医学部附属病院長
附属図書館長
各学内共同教育研究施設長
各機構長殿
男女共同参画推進室長
学長戦略室企画調整役
法人内部監査室長
国際連携本部長
各参事役
情報連携統括本部長
事務局各部長
事務局付調整役

国立大学法人弘前大学長

佐 藤 敬

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく
困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて (通知)

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針 (令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定) 及び令和 2 年 2 月 27 日の新型コロナウイルス感染症対策本部において内閣総理大臣から出された小学校, 中学校, 高等学校, 特別支援学校の臨時休業の要請等を踏まえ, 出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについては, 下記の事項に留意してください。

記

当分の間, 職員が次に掲げる場合に該当するときは, 国立大学法人弘前大学職員就業規則第 68 条第 1 項第 16 号の休暇 (契約職員にあっては, 国立大学法人弘前大学契約職員就業規則第 58 条第 1 項第 6 号の休暇, パートタイム職員にあっては国立大学法人パートタイム職員就業規則第 52 条第 1 項第 6 号の休暇) に規定する出勤することが著しく困難であると認められる場合と取り扱って差し支えない。

- 1 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令 (令和 2 年政令第 28 号) 第 3 条において準用する検疫法 (昭和 26 年法律第 201 号) 第 16 条第 2 項に規定する停留の対象となった場合
- 2 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから, 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針 (令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定) 等を踏まえ, 勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 3 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校, 中学校, 高等学校, 特別支援学校等の臨時休業その他の事情により, 子の世話を行う職員が, 当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 4 海外渡航から帰国し, 保健管理センターに健康調査問診票を提出した結果, 自宅待機を勧められた場合